

松山地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時

平成31年4月15日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 大熊伸定，海津祐司，片上裕治，末弘陽一，須山定保，竹本道代，堂野敦司，長井基裕，牧賢二（五十音順）

（オブザーバー） 岡本松山簡易裁判所判事

（事務担当者） 西山民事首席書記官，河野刑事首席書記官，高津事務局長，藤野総務課長，多田総務課課長補佐

4 議事（■委員長，□委員，△オブザーバー，○事務担当者）

（1）松山地方裁判所長あいさつ

（2）委員の自己紹介

（3）民事調停制度についての説明

岡本松山簡易裁判所判事から松山簡易裁判所の運用について説明した。

（4）意見交換

□ 調停委員の社会的経験を有している人というのはどういう人か。

△ 主婦や生活アドバイザー，県庁や市役所等を定年退職した人等が当たる。

また，ボランティア活動で社会貢献等を積まれた人もおり，社会の中でいろいろな経験を積まれた人が調停委員をされていることが多い。

□ 松山の民事調停委員は何人いるのか。

○ 松山簡裁であれば，約60名が調停委員として活動している。

■ 全国的な傾向では，男女比は，民事調停委員は，多少，男性が多く，家事調停事件を担当する家事調停委員ではほぼ同数である。事件数等が考慮されて，愛媛県全体での民事調停委員の人数を設定している。

- 平成2年に特定調停制度が始まって、平成15年に事件数のピークとなり、ここ5年間は非常に少ない件数で推移しているが、増減の背景というものはあるのか。
- 平成の初め多重債務が社会問題化し、消費者金融やクレジット会社から多額の債務を背負った者が、破産手続を利用するのではなく、可能な範囲で少しずつ返済しようとして調停制度が活用されるようになってきた。それを受け、平成12年、特定調停制度が生まれたが、平成15年にピークを迎えた。この原因としては、いわゆるグレーゾーン金利の扱いについて、最高裁が業者側に厳しい判断をし、過払金という問題が発生してきたため、特定調停の利用件数も徐々に減少していくことになった。
- 現在の調停事件数は、制度として適正な件数なのか、それとも活用されるべきものが活用されていないということなのか。
- △ 利用数としてはかなり少ないと危機感を持っている。裁判所で解決できる調停事件はまだまだあり、調停事件として申し立てられていないという点については、何らかのあい路があるのではないかという問題意識は持っている。ただ、具体的にそのあい路が何なのかという点は理解・分析できていない。
- 調停事件においては、申立人と相手方は必ず同席を求められるのか。
- △ 調停にはいろいろなやり方があり、最初に申立人、相手方双方が同席で調停制度の説明することもあるが、基本的には申立人、相手方の聴取は別々に行われる。
- 調停に代わる決定は拒否できるのか。また、不出頭であっても、調停に代わる決定はできるのか。
- △ 調停に代わる決定は、決定が届いてから2週間は異議を申し立てることができる。異議が申し立てられると、調停に代わる決定はなかったことになり、不成立とみなされ、調停手続は終了する。

不出頭の場合でも、調停に代わる決定をすることは可能である。

- 裁判所としては調停事件数が少ないと述べられたが、何を基にして、事件数が少ないと考えているのか。
- △ 具体的なデータがある訳ではないが、民事訴訟事件は増加しているので、訴訟事件が増え、調停事件だけが減るとは考えられない。紛争はあるものの、調停事件に申立てがされていないことになる。
- 申立人と相手方の同席について、同席が嫌な人は訴訟を選択して弁護士に任せてしまう。調停制度においては、必ずしも同席をしないでも手続きができるということを広報していかなければならないのではないか。調停の相談者は、同席しなくてもよいということを知っているのか。
- 相談者には調停制度の説明をするので、だいたい分かっている。ただ、調停制度は話し合いなので、相手側が出頭しないと終わってしまうことを説明すると断念するということもある。調停制度はメリットもたくさんあるが、相手方の出頭が見込めない事案であれば、利用しにくい。単に郵便で呼出しということだけではなく、裁判所が、解決に向けて、相手方に出頭の促しをしてくれるような工夫をしてもらえれば、もっと利用してもらえるのではないか。
- 調停が持っているメリットがどこにあるのか考え、それがより使いやすいものあるいは使えるものにするということが重要である。
- 調停をするには、裁判所を使うことになり、裁判所を利用するには弁護士が必要で、コストとの関係で断念する人が一定数いるのではないか。こういうデメリットを広報等で払拭することが必要ではないか。また、民事訴訟でも和解という話し合いの場が設けられることもあり、調停で話がまとまらなく、不成立か調停に代わる決定になり、調停に代わる決定をしても異議を出されたら何も残らないということになれば、コスト的に訴訟を選択する人も一定数いるのではないか。デメリットがあったとしてもそれを

上回るメリットがあると、デメリットを軽減する広報，周知をしていかなければならないのではないか。

□ 調停で，平日に呼び出された場合，一般人は調停に行けないことが多いと思われる。これはどうしようもない足かせになっていることである。

□ 調停の件数が減っているといわれているが，裁判所の受け止めとして，本来，調停に申し立てられるべき紛争が申し立てられていないのか，それとも，本来は調停で済むような案件が民事裁判として申し立てられているのか，どちらの感覚が強いのか。

△ 個人的な感覚であるが，インタビューにもあるとおり「白黒をつけて欲しい。」，「法的根拠を示してほしい。」との要望があるので，調停ではなく，訴訟を選択している人が多くなっているという印象である。

■ 近年，訴訟の件数が増えているが，本来，調停で解決すべき事件が，訴訟に申し立てられているのが原因で，訴訟が増えているというわけではない。確かに，一定数は調停ではなく，訴訟を選択する人がいるが，以前からそういったものはあり，最近になって，その割合が特に増えたというわけではない。ただ，以前は，事実関係に争いがある場合には，調停にはなじまずに，訴訟が良いという意識が強かったが，最近は，むしろ，そういったものであっても，調停で解決することはありえるのではないかとされている。これまでは訴訟が望ましいといわれていたものも，場合によっては，調停がふさわしい場合もあり，そういう意味では，従前の考え方を少し改めていく必要がある。

ただ，潜在的な紛争が減少しているわけではないので，調停の申立件数が減少している現状を考えると，本来，調停が申し立てられる事案が，何らの手続がとられないまま終わってしまっているということはある。

□ コマーシャル的にどう呼びかけるのか考えた場合に，調停制度を活用してくださいという呼びかけになるのか，それとも裁判に行く前に一度利用

してくださいということになるのか。

■ どちらの呼びかけも必要であるが、どちらにウェートに置かないといけないかも検討しなければならない。

□ 松山地裁における調停制度のイベントはどのようなものがあるのか。

○ 調停制度に関して、憲法週間、法の日週間等に、イベントを実施することはできていない。ただ、民事調停のパンフレットを各裁判所のロビー等には備え置いているし、県内の市町や消費生活センター、警察署、労働局、法務局、弁護士会等の関係機関に配布して、利用者がいる場合には交付してもらうよう依頼している。

また、最高裁から公益財団法人日本調停協会連合会に調停相談事業を委嘱し、各地で調停相談を実施したり、調停制度のポスターの掲示等も行っている。

□ 民事調停を利用して目的を果たす場合に、お互いの譲歩がなければ成立しない。そもそも調停の申立人と相手側は、事前に話し合いをして、うまくいかないのでは、調停の申し立てをするのであって、それが調停で話し合っ解決できるのかということ、なかなか結論に至るには難しいのではないかと。調停制度は100年近い制度であるが、そもそも日本人の「和を以て貴しとなす。」ところから成り立っている制度なので、ネットで情報が入手でき、判例も把握した上で調停に臨まれる中で、合理的に割り切って、ドライにという考え方が浸透した現代においては、もしかしたら、調停制度が時代にそぐわないのではないかという気がしている。

■ 現代社会を反映した意見で、そういった社会の中で調停制度が役割を担えるのかと考えていかなければならない。

□ 消費生活センターは、消費関係のトラブルの相談を受ける所であるが、相談員も調停制度を知らないことはないが、日頃、調停を意識して相談しているかと言われれば、そうではない可能性もある。同センターの相談員

に，裁判所から調停制度について説明してもらい，相談員が調停制度もあると意識して仕事するようになれば，ふさわしい案件があれば調停につながっていくようになると思える。一般市民からすれば，いきなり裁判所に行くよりは身近に相談できるところに行くことが多いので，消費生活センターや市役所等で市民の相談を受ける仕事をしている人に，調停制度，仕組みの説明をすることは良いことである。

(5) 次回期日について

令和元年10月21日(月) 午後3時

(6) 次回テーマについて

「大規模災害に対する備え」(仮題)

以上